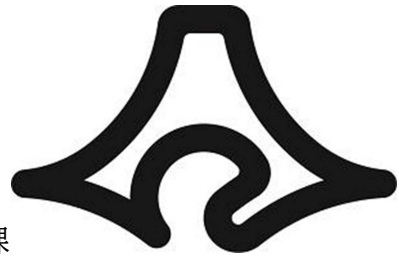


提供日 2025/10/01  
タイトル 令和7年度第2回静岡県消費者教育推進  
県域協議会を開催します  
担当 くらし・環境部 県民生活局 県民生活課  
連絡先 消費者支援班 TEL 054-221-2175



## 令和7年度第2回 静岡県消費者教育推進県域協議会を開催します

県では、令和4年3月に策定した静岡県消費者基本計画に基づき、自ら学び自立し行動する消費者を育成するため、消費者教育を推進しています。18歳で成年を迎える若者をはじめ県民の皆様が、消費者トラブルに巻き込まれることなく、自立した消費者として行動することができるよう、具体的な取組について議論するとともに、第2次静岡県消費者基本計画の策定に向けて意見交換を行います。

- 1 日 時 令和7年10月8日（水）午前10時から午前11時30分まで
- 2 場 所 県庁別館7階第三会議室（静岡市葵区追手町9-6）  
オンライン併用
- 3 出席者 静岡県消費者教育推進県域協議会 構成員  
（学識経験者、消費者団体、事業者団体、教育関係者、静岡県（県民生活課ほか）等で構成）
- 4 議 題 （1）「第2次静岡県消費者基本計画」の策定について  
（2）その他報告事項
- 5 傍 聴 （1）定 員 4名  
（2）手 続 会議の傍聴を希望される方は、開始時間の10分前までに、受付で氏名・住所を記入したうえ、会場に入場してください。定員になり次第、受付を終了します。
- 6 問合せ 静岡県 くらし・環境部 県民生活局 県民生活課 消費者支援班  
電話番号 054-221-2175  
FAX番号 054-221-2642  
電子メール shohi@pref.shizuoka.lg.jp
- 7 参 考 静岡県消費者教育推進県域協議会は、消費者教育推進法第20条第1項

の規定に基づき、消費者教育に関する施策の検討、情報交換等のために  
設置された機関です。

参加者募集告知      ・      催事等の当日取材      ・      実施事業等の紹介      ・      調査結果等の公表